

令和八年二月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第十二回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第12回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第12回総会は、令和8年2月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 宮下吉勝(会長)	2番 八幡裕(会長職務代理)
3番 神田勝(農地部長)	4番 宮野公之(農政部長)
5番 齋藤睦子	6番 岩渕せん
7番 長谷川智之	8番 加藤孝博
9番 新保昭治	10番 齋藤直樹
11番 宇都宮直子	12番 渡邊富子
13番 堀常正	

2 欠席委員 なし

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮川 顕 次長 天野 秀一 主事 相馬 宏向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第12回総会を開会します。
最初に出席状況を報告します。ただいまの出席委員は13名、欠席委員はおりません。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。
(開 会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、8番委員、11番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和8年2月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

なお、番号51から番号76につきましては、再設定でございますので、朗読説明を割愛させていただきます。

番号76、申請地は、大字真野字井戸島〇〇〇です。

地目はいずれも畑であり、面積は2筆合計で1,090㎡です。丸瀧の譲り渡し人から真野の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は242,675.66㎡です。

番号77、申請地は、大字蓮瀧字五百間土居下〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が7筆で5,624㎡、畑が3筆で1,227㎡、田と畑の合計で6,851㎡です。蓮瀧の譲り渡し人から蓮瀧の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は403,257.95㎡です。

番号78、申請地は、大字蓮瀧字五百間土居下〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が3筆で3,050㎡、畑が4筆で834㎡、田と畑の合計で3,884㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮瀧の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は403,257.95㎡です。

番号79、申請地は、大字蓮瀧字五百間土居外〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は3筆合計で3,318㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮潟の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は399,613.71㎡です。

番号80、申請地は、大字蓮潟字二ツ山〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が3筆で2,951㎡、畑が1筆で202㎡、田と畑の合計で3,153㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮潟の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は5,373㎡です。

番号81、申請地は、大字二本松字正庵〇〇〇です。

地目はいずれも畑であり、面積は2筆合計で3,150㎡です。二本松の譲り渡し人から新発田市の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は13,256㎡です。

番号82、申請地は、大字二本松字宮ノ腰〇〇〇です。

地目は畑で、面積は94㎡です。新潟市と新発田市の譲り渡し人から二本松の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は1,244㎡です。

番号83、申請地は、大字蓮野字六反割〇〇〇です。

地目は田で、面積は411㎡です。新潟市の譲り渡し人から蓮野の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は57,298㎡です。

番号84、申請地は、大字蓮野字六反割〇〇〇です。

地目は田で、面積は411㎡です。埼玉県の新発田市の譲り渡し人から蓮野の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は57,298㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 73筆 84,800㎡

畑 17筆 13,938㎡

計 90筆 98,738㎡

令和8年2月25日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。10番委員、退席願います。

(10番委員 退席)

議長 番号62について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号62について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

(10番委員 入場、着席)

議長 以上で議事参与に関する案件が終了しました。
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

番号10、申請地は、大字藤寄字藤寄〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が4筆で2,783㎡、畑が2筆で581㎡、田と畑の合計で3,364㎡です。売買による所有権の移転で、転用目的は貸駐車場用地としての利用です。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、10ha未満の規模の農地であり、住宅の用に供する施設が連たんする区域内に近接しており、今後、市街地として発展する可能性がある農地と判断されます。

議案第2号 総合計

田 4筆 2,783㎡

畑 2筆 581㎡

計 6筆 3,364㎡です。

令和8年2月25日提出

聖籠町農業委員長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見」についてご説明いたします。

このたび、中間管理権の設定につきまして、60件の申し出がありました。

農林公社が農地を借り入れるものが41件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが17件、農林公社が転貸している農地の耕作者を移転するものが2件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、「町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当である」とされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第3号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。10番委員、13番委員退席願います。

(10番委員、13番委員 退席)

議長 番号198、235について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号198、235について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(10番委員、13番委員 入場、着席)

議長 続きまして、3番委員退席願います。

(3番委員 退席)

議長 番号207から208、241について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号207から208、241について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(3番委員 入場、着席)

議長(会長職務代理) 続きまして、1番委員退席願います。

(1番委員 退席)

議長(会長職務代理) 番号209から214、216から223、228から232、242から243について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長(会長職務代理) 番号209から214、216から223、228から232、242から243について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(会長職務代理) 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(1番委員 入場、着席)

議長 続きまして、9番委員退席願います。

(9番委員 退席)

議長 番号251について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 番号251について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(9番委員 入場、着席)

議長 以上で議事参与に関する案件が終了しました。
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時18分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 _____ (印)

署 名 委 員 _____ (印)